

◎ 別表

平成28年1月以降、税や社会保障の分野での手続きにおいて、マイナンバーの利用が始まり、「マイナンバーの確認（番号確認）」と「本人確認」が必要になりました。

1 本人が申告書を提出する場合

以下のア～エのいずれかの組合せの書類をご用意ください。（郵送時は写しを添付）

	番号確認書類	本人確認書類
ア	【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/> ・個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面 <input type="checkbox"/>
イ	・通知カード ・個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書	【顔写真付き身分証明書（以下の書類から1点）】 <input type="checkbox"/> 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 など
ウ		【身分証明書（以下の書類から1点）】 <input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳 / 介護被保険者証 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 など * 租税に関する事務の特例によるもの
エ		【身分証明書（以下の書類から2点）】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 印鑑登録証明書 / 住民票の写し / 母子健康手帳 / 納税通知書 / 源泉徴収票 など

2 代理人が申告書を提出する場合

以下のア、イのいずれかの組合せの書類をご用意ください。（郵送時は写しを添付）

	本人の番号確認書類	代理人の本人確認書類	代理権の確認
ア	【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/> ・個人番号カードの両面 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書	【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/> 代理人の個人番号カード / 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 など	【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/> ・委任状(原本)(任意代理人の場合) ・戸籍謄本(法定代理人の場合) ・税務代理権限証書 ・本人しか持ち得ない書類(例：個人番号カード、保険証など)
イ		【以下の書類から2点】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳 / 介護被保険者証 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 印鑑登録証明書 / 住民票の写し / 母子健康手帳 / 納税通知書 / 源泉徴収票 など	

町県民税申告・確定申告について【税務課からのお知らせ】

【期 間】 **平成29年2月13日(月)～3月15日(水)**

※土日は除きますが、**2月19日及び2月26日の日曜日**は実施します。

2月13日・14日は、給与所得者と年金所得者の還付申告のみとなります。

【受付時間】 午前8時45分～午後4時

【会 場】 茨城町役場 2階 第2・3会議室

【日 程】 地区により、申告日を設けています。なるべく、決められた日に申告をお願いします。

申告が必要な方

平成29年1月1日現在（賦課期日）、茨城町に住所を有する方で、以下に該当する方

◎事業所得（農業・営業等）、不動産所得、一時所得、譲渡所得、その他の所得があった方

◎給与所得者で次に該当する方

- ・給与所得以外に所得（農業・営業等の事業所得など）があった方
- ・2か所以上から給与を受けた方
- ・年末調整が済んでいない方
- ・医療費控除などの各種控除を受ける方
- ・勤務先から茨城町へ『給与支払報告書』が提出されていない方

◎収入のない方（町内に住んでいる方の税法上の扶養になっている方は除きます。）

※平成28年中に収入のなかった方や非課税所得（遺族年金、障害年金、失業保険等）の方も、国民健康保険税の算定、児童扶養手当などの受給審査資格の基礎資料になりますので、申告してください。

◎公的年金等の所得がある方で、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などの各種控除を受ける方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下である方については、所得税の確定申告は必要ありませんが、医療費控除や各種控除を町県民税に反映させるためには、町県民税の申告が必要となります。

申告に必要な書類など

対象となる方	必要書類 ※申告書は会場に用意してあります。
申告するすべての方 ※①・②については ◎別表を参照してください。	①マイナンバーが確認できる書類（個人番号カード、通知カード等） ※控除対象配偶者及び扶養親族、専業従事者の本人確認書類の提示は不要ですが、申告書はマイナンバーの記載が必要です。申告者本人が確認し記載してください。 ※町外在住の親族を扶養控除する場合は、申告書に住所及びマイナンバーの記載が必要となります。申告者本人が確認し記載してください。 ②本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険被保険者証等） ※代理人申告の場合は、「代理権の確認」、「代理人の本人確認」、「申告者本人のマイナンバー確認」により本人確認を行います。 ③印鑑(朱肉を使用する印鑑)、案内のハガキ又は申告書(送付された方のみ)
還付の申告をする方	本人名義の口座番号が分かるもの
給与所得者・年金所得者	平成28年分の源泉徴収票 又は 支払証明書
営業・農業・不動産所得者	収支内訳書 又は 収入金額や経費が科目別に集計された帳簿等
その他の所得がある方	収入金額や必要経費が記載された証明書、支払調書等
各種控除の証明書類	社会保険料、生命保険料等、医療費、寄付金等の領収書や証明書等